



【重 要】

福岡医発第 2862 号 (地)
令和 2 年 2 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和 2 年度の指導対象保険医療機関選定における 主たる診療科の確認について

集团的個別指導等の保険指導対象の選定につきましては、複数の診療科を標榜する診療所においては、保険医療機関の指定の際に地方厚生（支）局に届出をした「主たる診療科（指定申請書の診療科目欄の最初に記載された診療科）」に基づき、集团的個別指導等における保険医療機関の類型区分が決められており、現在、類型区分については下記のとおりとされております。

今般、本年度の集团的個別指導の対象医療機関中、複数の診療科を標榜する診療所において、届出た「主たる診療科」と類型区分に齟齬が生じている例が一定程度認められました。そこで本会では、九州厚生局（以下、当局）と協議を行い、当局より改めて「主たる診療科」の確認を行っていただくことを申し入れ、本年 2 月中旬を目途に対象医療機関宛に当局より別紙文書が送付されることとなりました。

対象となる医療機関は、複数の診療科を標榜する診療所の内、現在当局に登録されている「主たる診療科」と類型区分が異なる約 180 の医療機関であり、対象医療機関リストにつきましては、当局から提供され次第、追って郵送させていただきます。

つきましては、医療機関宛文書の「主たる診療科回答書」をもって、類型区分が決定（変更）され、次年度の保険指導対象保険医療機関の選定に反映されるため、提出期限が大変短くなっておりますが、必ず期限厳守の上ご回答いただきますよう、貴会該当医療機関へのご協力方につきご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の確認により、当局で登録されている「主たる診療科」に変更が生じる場合は、後日、改めて当局より「届出事項変更届」の提出についての依頼文書が送付されることがありますので予めご承知おきください。

「集团的個別指導及び個別指導の選定の概要について」（一部抜粋）

(5) 類型区分とは

《病院(下記(歯科を除く):3区分(入院データ))》

①一般病院 ②精神病院 ③臨床研修指定病院・大学附属病院・特定機能病院

《医科診療所:12区分(入院外データ)》

- ① 内科(下記②、③の区分に該当するものを除き、呼吸器科、消化器科(胃腸科を含む。)、循環器科、アレルギー科、リウマチ科を含む。)
- ② 内科(下記③の区分に該当するものを除き、在宅療養支援診療所に係る届出を行っているもの。)
- ③ 内科(主として人工透析を行うもの(内科以外で、主として人工透析を行うものを含む。))
- ④ 精神・神経科(神経内科、心療内科を含む。)
- ⑤ 小児科
- ⑥ 外科(呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、こう門科、麻酔科を含む。)
- ⑦ 整形外科(理学療法科、リハビリテーション科、放射線科を含む。)
- ⑧ 皮膚科(形成外科、美容外科を含む。)
- ⑨ 泌尿器科(性病科を含む。)
- ⑩ 産婦人科(産科、婦人科を含む。)
- ⑪ 眼科
- ⑫ 耳鼻いんこう科(気管食道科を含む。)

《歯科及び薬局》

それぞれ1区分

※例1) 主たる診療科: 胃腸科

→ 類型区分: ①内科 (②内科、③内科の区分に該当するものを除く)

例2) 主たる診療科: 放射線科

→ 類型区分: ⑦整形外科

例3) 主たる診療科: 神経内科

→ 類型区分: ④精神・神経科

以上

令和2年2月3日

福岡県医師会長 様

九州厚生局長

令和2年度の指導対象保険医療機関選定における
主たる診療科の確認について（依頼）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保険医療担当者の保険指導につきましては、保険診療の質的向上及び適正化を図るため、実施しているところであり、その対象保険医療機関の選定においては、主たる診療科毎の類型区分により選定作業を進めることとなります。そのため、厚生局に登録された「主たる診療科」と類型区分に疑義が生じた保険医療機関については、厳正を期すために当該保険医療機関に対して、主たる診療科を確認させていただきたく存じますので、何卒よろしく御協力をお願い申し上げます。

つきましては、別添のとおり該当する保険医療機関に対して、照会文書を送付いたしますので、各医師会及び会員への周知・協力依頼の程よろしくお願いいたします。

なお、本回答書につきましては、期限厳守にてお願いしていることにつきまして、あわせて周知徹底を重ねてお願い申し上げます。

令和2年2月 日

保険医療機関
開設者 様

九州厚生局指導監査課長

令和2年度の指導対象保険医療機関選定における
主たる診療科の確認について(依頼)

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、当課において、主たる診療科の確認を行っており、貴院における主たる診療科を確認させていただきたいと存じます。

つきましては、別添の「主たる診療科の回答書」により、令和2年2月 日までに(文書発出後 10 日程度を想定)FAX(若しくは郵送)にて、九州厚生局指導監査課あて、期限厳守の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

また、回答に当たっては、別添の「主たる診療科の回答書」の回答者欄に開設者若しくは管理者の署名をいただいた上で、回答いただきますようお願いいたします。

なお、厚生局に届けられた「主たる診療科(指定申請書の診療科目欄の最初に記載された診療科)」は、社会保険診療報酬支払基金に情報提供され、その後、厚生労働省から提供される集团的個別指導等の保険指導対象の選定データに使用されるものであり、選定の類型区分と診療科の関係については、別紙「集团的個別指導及び個別指導の選定の概要について」の(5)「類型区分とは」をご参照ください。

おって、今回の調査により、当課において登録されている「主たる診療科」に変更が生じる場合は、改めて届出事項変更届の提出をお願いすることがありますので、念のため申し添えます。

本件に係るお問い合わせ等につきましては、次の連絡先までお願いいたします。

(連絡先)

九州厚生局指導監査課 ○○

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4F

電話 092-707-1125 FAX 092-707-1127

FAX送信先

FAX番号 092-707-1127

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前3-2-8

九州厚生局指導監査課 御中

主たる診療科回答書

保険医療機関コード ○○○,○○○,○

保険医療機関名 ○○医院

(ご署名欄)

回答者 (☐ 開設者 ・ ☐ 管理者)

注)「☐開設者・☐管理者」欄の□の該当するものに☑をお願いします。

当院における「主たる診療科」は、下記のとおりです。

主たる診療科	
--------	--

注)上記の□の枠内に主たる診療科「内科」「外科」等を記載してください。

(参考情報)

「コード内容別医療機関一覧表(R2.2.1現在)」の「診療科」欄の最初に記載された診療科(厚生局に登録された主たる診療科)

内

注)上記の□の枠内には、内科は「内」、外科は「外」等表示されます。

集団的個別指導及び個別指導の選定の概要について

保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対する指導等については、**健康保険法第73条の規定に基づき実施**されているが、その詳細については、**指導大綱、指導大綱実施要領等**に定められている。

1 集団的個別指導とは

保険医療機関等の機能、診療科等を基準とする**類型区分(下記(5)参照)**に応じて、診療(調剤)報酬明細書(以下「レセプト」という。)の**1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等を一定の場所に集めて講義形式等で行う指導**である。

(1)指導対象となる保険医療機関等とは

レセプト1件当たりの平均点数が次の都道府県の平均点数の一定割合を超えるもの

- ・ **医科病院**の場合は**1.1倍**
 - ・ **医科診療所、歯科病院及び歯科診療所、薬局**の場合は**1.2倍**
- かつ、
- ・ 前年度及び前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関等を除き、**類型区分(下記(5)参照)ごとの保険医療機関等の総数の上位より概ね8%の範囲のもの**が対象となる。

(2)使用する基礎データとは

社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会で管理されている保険医療機関等ごとのデータ

(3)算出に使用するレセプトの種類とは

社会保険、国民健康保険の一般分及び後期高齢者分

(4)レセプト1件当たりの平均点数の算出方法とは

類型区分(下記(5)参照)ごとに、保険医療機関等のレセプトの総点数をレセプトの総件数で除したもの。

(5) 類型区分とは

《病院(下記(歯科を除く):3区分(入院データ))》

①一般病院 ②精神病院 ③臨床研修指定病院・大学附属病院・特定機能病院

《医科診療所:12区分(入院外データ)》

- ① 内科(下記②、③の区分に該当するものを除き、呼吸器科、消化器科(胃腸科を含む。)、循環器科、アレルギー科、リウマチ科を含む。)
- ② 内科(下記③の区分に該当するものを除き、在宅療養支援診療所に係る届出を行っているもの。)
- ③ 内科(主として人工透析を行うもの(内科以外で、主として人工透析を行うものを含む。))
- ④ 精神・神経科(神経内科、心療内科を含む。)
- ⑤ 小児科
- ⑥ 外科(呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、こう門科、麻酔科を含む。)
- ⑦ 整形外科(理学療法科、リハビリテーション科、放射線科を含む。)
- ⑧ 皮膚科(形成外科、美容外科を含む。)
- ⑨ 泌尿器科(性病科を含む。)
- ⑩ 産婦人科(産科、婦人科を含む。)
- ⑪ 眼科
- ⑫ 耳鼻いんこう科(気管食道科を含む。)

《歯科及び薬局》

それぞれ1区分

2 個別指導とは

診療報酬請求等に関する情報提供があった場合、個別指導を実施したが改善が見られない場合、集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当(※)する場合等に、保険医療機関等を一定の場所に集める等して個別面談方式により行う指導である。

また、個別指導の実施件数については、医科、歯科及び薬局ごとの類型区分ごとに全保険医療機関等の4%程度を実施することとしている。

※ 高点数保険医療機関等に該当する保険医療機関等とは、翌年度の実績において、集団的個別指導を受けたグループ内の保険医療機関等の数の上位より概ね半数以上である保険医療機関等を指す。